

●三丁目自治会が「自主的に運用を行うルール」：自主ルール

- ・おもに近隣の住環境や地域の景観上の配慮から定めたものです。
- ・建築行為等のほか、解体撤去や宅地造成などを行う場合にも、工事着工の30日前までに、つくし野三丁目自治会 街づくり委員会あて「**つくし野三丁目地区 建築行為等の事前連絡書**」と以下の文書、設計図書を郵送またはメールに添付してお送りください。送付先は「事前連絡書」に記載してあります。

① 市 第8号様式(表面と裏面) の写し

② 配置図^{**}、平面図、立面図/断面図 (各A3版以上)

- ・「建築行為等の事前連絡書」のフォーマット:Excelは、リンクボタンからダウンロードできます。市の第9号様式に 壁面の位置(後退距離)の項目を追加してありますが、ほかは同じフォーマットです。
- ・工事が解体撤去のみの場合でも、市の第9号様式に準じた標識の設置と「建築行為等の事前連絡書」の送付が必要となります。(図面は不要です)
- ・必要に応じて、自主的な運用を行うルールに該当する事項等について確認や協議をお願いすることがございます。ご協力のほどお願い申し上げます。

^{**} 建築物に係る場合、配置図(または平面図)に、壁面の後退距離(外壁またはこれに代わる柱、出窓、バルコニー等の外面から道路境界線および隣地境界線まで、東西南北[方角は立面図の表記に準じます]それぞれに最短となる有効距離)を必ず追記してください。市に提出する図面も同様です。